

別紙

第3期当別町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書

1 業務名

第3期当別町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第61条の規定により、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期当別町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第3期計画」という。)を策定するにあたり、必要な業務の一部を委託するものである。

第3期計画の策定にあたり、基礎資料とするための子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の実施、並びに調査結果や現状分析、各種事業の需要量の推計、関係法令や基本指針、当別町の子ども・子育て支援施策等を踏まえた計画策定の支援を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務の方針

本業務は、以下の方針に沿って進めるものとする。

- (1) 国・北海道が示す方針等を素早くかつ的確に把握し、その内容を町と共有した上で、第3期計画に反映させるために必要となる支援や助言を行うこと。特に、国が策定する「こども大綱」及び北海道が策定する「こども計画」の内容については十分に留意すること。
- (2) 第2期当別町子ども・子育て支援事業計画(計画期間中の見直しを含む。以下「第2期計画」という。)の進捗状況及び次期計画に係るニーズ調査の結果を踏まえ、当町の子ども・子育て支援に係る現状や課題を整理・分析した上で、次期計画に反映させることとする。
- (3) 第3期計画は、こども基本法(令和4年法律第77号。以下「基本法」という。)第10条第5項の規定に基づく子どもに関する各種計画を一本化するものとして、今後、当別町こども計画を策定することを想定しているため、その方向性を踏まえて策定するものとする。

5 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) ニーズ調査の企画立案・実施等

子育て家庭における子ども・子育て支援に係る事業等の利用希望状況等を把握するための実態調査を実施すること。

なお、調査の実施にあたっては、以下の内容を基本とするが、対象範囲や調査方法等、より適切な調査設計があれば提案すること。調査項目設定等も含め、当町と協議の上決定することとする。

ア ニーズ調査対象等

① 調査対象

- ・未就学児童の保護者 約 460 票（調査票は A4判、20 頁程度）
- ・小学校就学児童の保護者 約 540 票（調査票は A4判、16 頁程度）

② 調査方法

- ・調査票による配布・回収及び WEB による調査を基本とする。

イ 調査項目の検討・設定

国が示す最新の子ども・子育て支援事業計画に関する指針や調査項目に留意し、支援法等に定める計画趣旨等を反映するとともに当町独自の質問項目を含めた調査票原案の提案、技術的助言、情報提供等を行うこと。

ウ 調査票の発送等の準備

- ・調査票の印刷(2種)・製本・納品及び電子回答に係る経費は、受託者が負担する。
- ・調査票発送・返信用封筒(各2種)の印刷・準備、封筒への封入・封緘、宛名貼付、調査票の発送・回収は、当町で行う。
- ・上記ア①の調査対象者の宛名ラベルの作成は、当町で行う。

エ 調査結果報告書のデータ作成

- ・回収した調査票の入力・集計・分析を実施し、調査結果報告書のデータを作成する。
- ・中間報告として「速報版」、分析等を重ねた後の最終報告として「本編」を作成する。
- ・調査結果報告書等の取りまとめについては、町民への公表も想定しているため、図表等を効果的に使用し、わかりやすい内容となるよう配慮すること。

(2) 計画骨子の提案

支援法第60条に基づき国が定める基本指針に即した第3期計画の骨子を提案すること。なお、骨子の作成にあたっては、第2期計画の継承を意識する他、当町の諸計画との

整合性に留意すること。

(3) 人口の現状分析及び推計人口等の設定

当町の人口(総人口、子どもの人口)の現状分析を行い、令和7年度から令和11年度までの推計人口を設定すること。推計にあたっては、当町を取り巻く状況や関連計画等との整合性に留意すること。

(4) 子ども・子育て施策の現状分析と課題の整理

第3期計画策定の基礎資料とするため、ニーズ調査結果に次の情報を加味して当町の子ども・子育て施策に係る現状を分析し、その内容に基づく課題を整理すること。

ア 第2期計画の実施状況に関する情報分析

イ 当町の関連計画等との整合のための情報分析

ウ 当町が個別の事業ごとに実施する調査結果情報分析

(5) 「量の見込み」の設定に関する支援

アンケート調査結果、子どもの人口推計、当町の子ども・子育て施策に係る現状分析及び課題整理の結果等を踏まえ、第3期計画における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現実的な「量の見込み」を設定するための技術的支援(資料作成を含む。)を行うこと。なお、設定にあたっては、国が示す作業手引きに留意すること。

(6) 「量の見込み」に対応する提供体制の確保策の提案

(5)で設定する「量の見込み」に対応するための提供体制の確保策について検討し、提案すること。

(7) 第3期計画の素案及び原案の作成

(2)の計画骨子に基づき、(3)から(6)までの内容並びに国及び北海道の方針等を反映した第3期計画の素案を作成し、その構成等について町と協議すること。

また、素案の内容について町と協議した事項及びパブリックコメントの結果を反映させた第3期計画の原案を作成すること。なお、素案及び原案の作成にあたっては、ニーズ調査における町独自の設問項目の回答結果からとらえた当町の特徴的なニーズ等を十分に踏まえるほか、当別町子ども・子育て会議の意見及び審議結果を考慮の上、適宜修正すること。

(8) 計画書及び概要版のデータ作成

確定した第3期計画については、計画書の本編及び概要版のデータを作成すること。

(9) パブリックコメントの実施に関する支援

第3期計画(原案)に関して町が実施する町民向けのパブリックコメントについて、意見

に対する対応策の助言や第3期計画(原案)の修正等を行うこと。

(10) 会議等の支援

当別町子ども・子育て会議の開催(令和6年度は4回程度)にあたり、資料作成、議事録作成等の会議運営支援を行う。必要に応じて、受託者は適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、審議結果をその後の作業に反映させること。

(11) 子ども施策に対する子ども等の意見の反映

基本法第11条に基づき、子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるため、効果的と考える具体的な手法について提案及び支援すること。その対象や実施時期等の詳細は、町と協議の上実施し、その実施結果をその後の作業に反映させること。

6 成果品

成果品については、次のデータを収めたCD-Rとする。

なお、データはすべて、A4判サイズで印刷できるもの、かつ当町が編集可能な状態のものとし、使用した図表データ等を含むものとする。

ア 調査結果報告書(本編)

イ 調査結果報告書(速報版)

ウ 調査票の原稿

エ 調査結果を分析したもの

・単純クロス集計表等

オ 人口の現状分析及び推計人口等の設定に使用したもの

・現状分析、推計データ等

カ 計画書(本編) A4判、100 頁程度

キ 計画書(概要版) A4判、10 頁程度

7 情報提供

法律や制度の動向を把握し、計画策定に波及する可能性のある事案が生じた場合は、速やかに当町へ情報提供を行うとともに、計画案への反映方法の検討等の対応を行うこととする。また他自治体の動向や取組事例等についても、必要に応じて当町へ情報提供を行うこととする。

8 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、当町に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。

9 成果の帰属及び機密保持

- (1) 本業務における成果及び資料に関する著作権及び所有権はすべて当別町に帰属するものとし、当別町の許可なく外に利用、公表または貸与してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する法律等の法令を遵守し、業務上知り得たことについては、いかなる場合も第三者に漏えいしてはならない。

10 その他

- (1) 受託者は、主担当や副担当、責任者等の複数の人員による業務体系を構築し、当町と緊密に協議を行い、円滑かつ迅速な業務の遂行に努めることとする。
- (2) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても当町が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を、受託者の責任において無償で行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の遂行にあたり通常実施される業務については、委託業務の範囲とする。ただし、疑義を生じた場合は、当町と協議し実施する。